

中国における再生可能エネルギーに関する立法動向

鎌田 文彦

- I 再生可能エネルギーへの期待
- II 再生可能エネルギー法の制定経緯及び内容
 - 1 制定の経緯
 - 2 法律の内容
- III 現状と課題
 - 1 現状と発展戦略
 - 2 今後の課題

翻訳：中華人民共和国再生可能エネルギー法

I 再生可能エネルギーへの期待

2005年2月25日から28日まで開催された第10期全国人民代表大会常務委員会第14回会議において、最終日の2月28日に「再生可能エネルギー法」が採択され、即日公布された。同法は、今後必要な準備を整えたうえで、2006年1月1日(注1)から施行されることになっている。

急速な経済発展を続ける中国では、その成長を支えるエネルギーの慢性的な不足が深刻な問題となっている。一方、エネルギー源としては、豊富に存在する石炭に大きく依存しているため、結果として生じる環境汚染にも悩まされている。このような状況を打開する鍵として、風力、太陽光等のいわゆる再生可能エネルギーが注目されていたが、この度その開発と普及を促進するために、再生可能エネルギー法が制定された。エネルギー不足の解消と環境問題の緩和という二つの重要課題を同時に解決する切り札として、再生可能エネルギーに対する期待はますます高まっている。

同法の制定にたずさわった全国人民代表大会（以下「全人代」とする。）の環境資源保護委

員会の関係者は、中国で再生可能エネルギーの利用を促進することには、より広範な意義があるとして、次の諸点を指摘している。(注2)

第一に、エネルギーの供給源を多様化することにより、エネルギー上の安全保障の確保が可能となる。

第二に、石炭、石油及び天然ガス等の化石燃料の使用により生じる大気汚染及び温室効果ガス排出を減少させることができる。

第三に、特にエネルギー不足が深刻な農村部において、農民の生活様式を改善し、農村を「小康」（まずまずの暮らし向き）の社会とするという政策目標の実現を早めることができる。

第四に、再生可能エネルギー産業の発展により、就業機会を増やし、社会に一層の安定をもたらすことができる。

こうした指摘から、中国では、再生可能エネルギーの利用促進は、エネルギー問題及び環境問題への対処に止まらず、都市と農村との社会経済的格差の解消という国家目標を実現する重要な政策手段としても意義付けられていることがうかがわれる。

II 再生可能エネルギー法の制定経緯及び内容

1 制定の経緯

2002年に、中国全土が深刻な電力不足に見舞われたことをきっかけとして、中国指導部内にエネルギー政策を重視する機運が高まり、中でも再生可能エネルギーの重要性が認識されるようになった。胡錦涛主席・温家宝首相を中心とした中国指導部の新体制が成立した直後の2003年6月に、全人代常務委員会は、再生可能エネ

ルギーに関する法律の制定を立法計画に組み入れることを決定し、全人代環境保護資源委員会が、起草作業の取りまとめを担当することとなった。

同委員会は、2003年8月に、国務院でエネルギー問題を所管する国家発展改革委員会と清華大学に法案起草を委託した。^(注3)2004年7月には、それぞれの組織から提出された法案を一本化して、「再生可能エネルギー開発利用促進法（草案）」がまとめられた。この段階の草案の条文は54か条で、最終的に成立した法律の33か条よりも多く、細則的な条項や具体的な数値目標等が盛り込まれていた。しかし、全人代環境保護資源委員会を中心としたその後の検討過程で、そのような部分は削除され、以下で紹介するとおり、^(注4)総論的な内容に整理された。

草案は、2004年12月に全人代常務委員会に上程されて、審議に付され、翌2月には制定公布された。これは、中国の立法過程においては異例のスピードであり、このような制定経過からも、中国指導部の再生可能エネルギーに対する期待の大きさを推し量ることができる。

2 法律の内容

再生可能エネルギー法は、第1章：総則、第2章：資源調査及び発展計画、第3章：産業指導及び技術援助、第4章：普及及び応用、第5章：価格管理及び費用分担、第6章：経済的奨励及び監督措置、第7章：法的責任、第8章：附則の全8章33か条から成る。以下、各章ごとに要点及び関連事項を紹介する。

第1章：総則

第1条は、「再生可能エネルギーの開発及び利用の促進、エネルギー供給の拡大、エネルギー構造の改善、エネルギー安全保障、環境保護並びに経済社会の持続可能な発展の実現のために、この法律を制定する」との立法主旨を規定して

いる。

第2条は、再生可能エネルギーを、「風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー等の非化石エネルギー」と定義する。

なお、水力発電へのこの法律の適用については、国務院のエネルギー主管部門が詳細を決定し、国務院の承認を得ることとする旨が特に言及されている（第2条第2項）。当初の法案には、出力5万kW以上の水力発電はこの法律の対象外とする旨が明確に記されていたが、この点に関し、小型水力発電のみを再生可能エネルギーとみなすのが妥当かどうか、小型水力発電の定義をどうするかについて、審議過程で議論が紛糾し、結局この点についてはあいまいにしまったまま、国務院の今後の検討に委ねる形となった模様である。^(注5)

第2章：資源調査及び発展計画

国務院のエネルギー主管部門は、再生可能エネルギーに関する資源調査の実施及び調整（第6条）、全国規模での中長期目標の設定（第7条）、開発及び利用に関する全国規模での計画策定及び実施（第8条）に責任を負うことが規定されている。

この国務院のエネルギー主管部門とは、具体的には上述の国家発展改革委員会を指す。同委員会の中のエネルギー局（中国語は能源局）が、国のエネルギー政策全般の政策立案を担当している。再生可能エネルギー法では、水力発電をめぐる問題を初めとして、具体的検討及び決定が国務院のエネルギー主管部門に委ねられている条項が多く、国家発展改革委員会は、再生可能エネルギーの開発及び普及に関して、大きな責任を負わされた形となっている。

第3章：産業指導及び技術援助

国務院のエネルギー主管部門は、再生可能エ

エネルギー関連産業振興のためのガイドラインを策定し、公表すべきことが定められている（第10条）。

また、国務院の規格行政主管部門は、再生可能エネルギーによる電力を、通常の電力網に供給する場合の系統連携に関する規格など、再生可能エネルギーの開発及び普及に必要な規格を策定し、公表すべきことを規定している（第11条）。国務院の規格行政主管部門とは、具体的には国家標準化管理委員会を指す。

更に、国は、科学技術振興計画の中に再生可能エネルギーを組み入れ、財政上の措置を講じて、その開発及び普及を促進すべきことを規定している（第12条）。

第4章：普及及び応用

電力網を経営する企業は、再生可能エネルギー電力を供給する許可を得た企業の電力の全量を、規定の価格で買い取ることが義務付けられた（第14条）。これは、第5章における再生可能エネルギー電力の価格決定に関する規定とあわせて、中国では、再生可能エネルギーの普及策として、割当義務制ではなく、固定価格買取制度を選択したことを意味している。固定価格買取制度は、再生可能エネルギー電力を優遇価格で買い取れることを電力網企業に義務付け、再生可能エネルギー関連産業を保護育成する政策である。^(注6)中国は、ヨーロッパ各国を中心に実施されているこの固定価格買取制度を導入することにより、未成熟な市場を一気に活性化し、再生可能エネルギーの急速な普及をはかろうとしている。

なお、電力に限らず、バイオマス資源を利用したガス、熱及び液体燃料についても、既存の販売企業がそれらを買取れることを義務付けている（第16条）。

また、国及び地方人民政府が、農村部での再生可能エネルギーの普及に力を入れるべきこと

が、特に1条を設けて規定されている（第18条）。

第5章：価格管理及び費用分担

再生可能エネルギーによる電力の価格については、その類型及び地域の状況に基づき、また再生可能エネルギーの普及と経済合理性の双方を勘案して、国務院の価格主管部門が定めるとしている（第19条^(注7)）。また、電力網を経営する企業が、再生可能エネルギーによる電力を買取るにあたって、その公定価格が通常の価格を上回る分及び系統連携等のコストは、電力販売価格に転嫁できると規定している（第20条、第21条）。

電力網企業が、再生可能エネルギー電力を優遇価格で買い取ったことにより上乗せされた電力価格は、最終的には電力を使用する消費者が負担することになる。類似の制度を採っている他の国の中には、この上乗せ価格に対して、税金による補助を行い、又は自治体が負担する制度を実施している国もあるが^(注8)、中国の再生可能エネルギー法には、そのような規定は見られない。

第6章：経済的奨励及び監督措置

国の予算の中に再生可能エネルギーの費目を設け、次の活動のために支出するとしている（第24条）。

- ① 科学技術研究、規格策定及びモデル事業推進
- ② 農村及び牧草地域における再生可能エネルギー利用プロジェクト
- ③ 辺境地域及び離島での独立した再生可能エネルギー電力システムの構築
- ④ 再生可能エネルギー資源の探査、評価及び関連情報システムの構築
- ⑤ 再生可能エネルギー設備の国内生産

また、所定の条件を満たす再生可能エネルギー関連プロジェクトに対して、低利融資及び

優遇課税を実施するとしている（第25条、第26条）。

第7章：法的責任

国務院及び地方人民政府のエネルギー主管部門で、法の定めによらずに、行政上の許可又は決定を行った場合などには、責任者に対して行政処分を科し、情状が重大な場合は刑事責任を追及するとしている（第28条）。

また、電力網企業が、再生可能エネルギー電力の全量を購入せず、再生可能エネルギー発電企業に経済的損失を与えた場合は、賠償責任を負うとし、国の改善命令に従わない場合は、再生可能エネルギー発電企業の経済的損失の2倍以下の罰金を科するとしている（第29条）。

同様の罰則は、ガス及び熱の供給企業、燃料販売企業についても規定されている（第30条、第31条）。

第8章：附則

附則には、用語の定義（第32条）及び施行期日（第33条）が記されている。

Ⅲ 現状と課題

1 現状と発展戦略

現在の中国のエネルギー消費量の中で再生可能エネルギーが占める割合は、小型水力発電も含めて約3%^(注9)と言われている。具体的には、2003年末時点で、小型水力発電3000万kW、風力発電57万kW、太陽光発電5万kW等の発電容量規模^(注10)である。当然ながら、小型水力発電を含めない場合は、他の再生可能エネルギーの割合は1%に満たない微弱な状態^(注11)にある。

しかし、将来への意欲は旺盛である。例えば、再生可能エネルギー法の起草作業に当たった国家発展改革委員会と清華大学の研究チームは、再生可能エネルギーの4段階の発展戦略を打ち

出している^(注12)。

- ・第1段階：2010年までに、一部の再生可能エネルギー技術の商業化を達成する。
- ・第2段階：2020年までに、大部分の再生可能エネルギー技術の商業化を達成し、一次エネルギー消費の中で再生可能エネルギーが占める割合を18%以上とする。
- ・第3段階：2050年までに、再生可能エネルギーによる大規模な化石エネルギーの代替を実現し、一次エネルギー消費の中で再生可能エネルギーが占める割合を30%以上とする。
- ・第4段階：2100年までに、エネルギー構造の根本的な改革を実現し、一次エネルギー消費の中で再生可能エネルギーが占める割合を50%以上とする。

2 今後の課題

再生可能エネルギー法が制定されたことにより、その開発利用を促進する大枠は定まったとはいえ、課題は山積している。国家発展改革委員会の関係者は、具体的な課題として、次の諸点を挙げて^(注13)いる。

- ① 「再生可能エネルギー中長期発展計画」の策定及び「第11次5か年計画（2006年～2010年）」の中に再生可能エネルギーの開発利用計画を位置づける作業
- ② 全国的な中長期目標を各地方に振り分ける作業
- ③ 資源調査及び管理体制の確立
- ④ 各種行政許可方法の確立
- ⑤ 電力価格及びコスト分担の細則の策定
- ⑥ 各種関連技術に関する規格の策定

国家発展改革委員会では、現在、再生可能エネルギー法の実施細則の起草作業を急ピッチで進めているとの報道もある^(注14)。

前途多難とはいえ、エネルギー不足の解消、環境問題の解決という死活的必要にかられる形で、今後中国では再生可能エネルギーの開発利

用が促進されることとなろう。

注

* インターネット情報はすべて2005年6月30日現在である。

(1) 「再生可能エネルギー法」の全文は、『人民日報』2005.3.9:「人民ネット」2005.3.1<<http://www.people.com.cn/GB/14576/14957/3208744.html>> に掲載されている。

(2) 「科学的発展観に基づき、再生可能エネルギーの開発利用を促進しよう」『人民ネット』2004.12.28<<http://www.people.com.cn/GB/14576/28320/42412/42417/3084098.html>>

(3) 国務院を構成する省庁の一つ。国務院の省庁は、通常「部」と呼ばれるが、所管事項に総合性があり、関係部門との調整機能を担う省庁には、「委員会」の名称が付される傾向がある。国家発展改革委員会は、経済社会の分析及び発展戦略策定、対外開放政策の統括、産業・交通・エネルギー政策の統括など広範な職責を有している。

(4) 以上の制定経緯については、志村和俊・曲暁光「『中華人民共和国再生可能エネルギー法』が公布—2006年1月から施行」『NEDO海外レポート』No.951, 2005.3.9, p.1. <<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/951/951-01.pdf>>参照。

(5) 「再生可能エネルギー法、水力発電については明確さを欠く」『人民ネット』2005.2.28<<http://www.people.com.cn/GB/14576/28320/44506/44511/3207149.html>>

(6) 固定価格買取制度と割当義務制の比較については、山口馨「再生可能エネルギーに関する政策動向と今後の展望」『外国の立法』225号, 2005.8 (本誌), pp.15-17. 参照。

(7) 「国務院の価格主管部門」が具体的にどの組織を指すのかは、現時点では確認できなかった。再生可能エネルギー電力の価格メカニズム自体が検討の途上にあり、今後「どこがどのように」価格を決定するのかの詰めが行われるものと見られる。

(8) 前掲注(6)山口論文参照。

(9) 「再生可能エネルギー法の登場は、中国のエネルギー発展の転換点」2005.3.9「中国資源総合利用協会再生可能エネルギー専門委員会 (CREIA) ホームページ」<http://www.creia.net/cms/_code/chinese/news/new_detail.php?column_id=22&item_id=1105>

(10) 「中国の再生可能エネルギー市場形成に向けての動きと実情」『NEDO海外レポート』No.952, 2005.3.23, p.1<<http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/report/952/952-05.pdf>>

(11) 「再生可能エネルギー法2006年実施には困難多数」2005.3.7「CREIA ホームページ」<http://www.creia.net/cms/_code/chinese/news/new_detail.php?column_id=22&item_id=1093>

(12) 「わが国の再生可能エネルギー発展戦略は4段階」2005.3.15「CREIA ホームページ」<http://www.creia.net/cms/_code/chinese/news/new_detail.php?column_id=22&item_id=1133>

なお、2004年6月にボン(ドイツ)で開催された「再生可能エネルギー国際会議:ボン2004」を踏まえて同年8月に発表されたアクション・プログラムにおいて、中国は、2010年までに一次エネルギー消費の中で再生可能エネルギーが占める割合を10%以上とするとの目標を打ち出した。しかし、あまりにも現実離れしているからか、最近ではそのような数値目標は報じられなくなった。

“Formulating National Renewable Energy Development Strategy and Plan”, *International Action Programme*, 2004.8 <http://www.renewables2004.de/pdf/International_Action_Programme.pdf>参照。

(13) 前掲注(11) 記事参照

(14) 「国家発展改革委員会、再生可能エネルギー法の細則策定作業を急ぐ」2005.5.27「CREIA ホームページ」<http://www.creia.net/cms/_code/chinese/news/new_detail.php?column_id=22&item_id=1418>

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

中華人民共和国再生可能エネルギー法

2005年2月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第14回會議可決

鎌田 文彦訳

- 第1章 総則
- 第2章 資源調査及び発展計画
- 第3章 産業指導及び技術援助
- 第4章 普及及び応用
- 第5章 価格管理及び費用分担
- 第6章 経済的奨励及び監督措置
- 第7章 法的責任
- 第8章 附則

第1章 総則

第1条

再生可能エネルギーの開発及び利用の促進、エネルギー供給の拡大、エネルギー構造の改善、エネルギー安全保障、環境保護並びに経済社会の持続可能な発展の実現のために、この法律を制定する。

第2条

この法律で言う再生可能エネルギーとは、風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギー等の非化石エネルギーを指す。

水力発電に対するこの法律の適用については、国务院のエネルギー主管部門が定め、国务院の承認を得るものとする。

低効率の炉などで直接燃焼する方法での、わら、たきぎ、糞便等の利用については、この法律を適用しない。

第3条

この法律は、中華人民共和国の領域及び管轄下にある海域に適用する。

第4条

国は、再生可能エネルギーの開発及び利用をエネルギー発展の優先分野に位置づけ、再生可能エネルギーの開発及び利用の総量目標を策定するなどの適切な措置を採り、再生可能エネルギー市場の確立及び発展を促進するものとする。

国は、多様な所有制の経済主体が、再生可能エネルギーの開発及び利用に携わることを奨励し、再生可能エネルギーの開発及び利用に従事する主体の合法的権利及び利益を、法に則り擁護するものとする。

第5条

国务院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発及び利用について、統一的な管理監督を行う。国务院の関係部門は、それぞれの職責の範囲内で、関連する再生可能エネルギーの開発及び利用に責任を負うものとする。

県レベル以上の地方人民政府のエネルギー管理部門は、当該行政区域内の再生可能エネルギーの開発及び利用を管理監督する。県レベル以上の地方人民政府の関係部門は、それぞれの職責の範囲内で、関連する再生可能エネルギーの開発及び利用に責任を負うものとする。

第2章 資源調査及び発展計画

第6条

国务院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギー資源に関する調査の組織化及びその調整に責任を負い、かつ国务院の関係部門と共同で、資源調査のための技術的基準を定めるものとする。

国務院の関係部門は、それぞれの職責の範囲内で、再生可能エネルギー資源に関する調査に責任を負うものとする。その調査結果は、国務院のエネルギー主管部門が、報告を受けて取りまとめるものとする。

再生可能エネルギー資源の調査結果は、公表しなければならない。ただし、国が秘密保持を定めた内容については、除外する。

第7条

国務院のエネルギー主管部門は、全国のエネルギー需要及び再生可能エネルギー資源の実状に基づいて、全国の再生可能エネルギーの開発及び利用に関する中長期総量目標を策定し、国務院の承認を得て確定し、公表するものとする。

国務院のエネルギー主管部門は、前項に定める総量目標を参照しつつ、省、自治区及び直轄市の経済発展及び再生可能エネルギー資源の実状に基づいて、省、自治区及び直轄市の人民政府と共同で、当該行政区域の再生可能エネルギーの開発及び利用に関する中長期目標を定め、公表するものとする。

第8条

国務院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発及び利用に関する中長期総量目標に基づいて、国務院の関係部門と共同で、全国の再生可能エネルギーの開発及び利用計画を策定し、国務院の承認を得て、実施するものとする。

省、自治区及び直轄市の人民政府のエネルギー管理部門は、当該行政区域の再生可能エネルギーの開発及び利用に関する中長期目標に基づいて、同レベルの人民政府の関係部門と共同で、当該行政区域の再生可能エネルギーの開発及び利用計画を策定し、同レベルの人民政府の承認を得て、実施するものとする。

承認を得た計画は公表しなければならない。

ただし、国が秘密保持を定めた内容については、除外する。

承認を得た計画を改訂する必要がある場合は、承認を受けた組織の承認を、あらためて得なければならない。

第9条

再生可能エネルギーの開発及び利用計画の策定に当たっては、関係機関、専門家及び公衆の意見を聴取し、科学的な論証を経なければならない。

第3章 産業指導及び技術援助

第10条

国務院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発及び利用計画に基づいて、再生可能エネルギー関連産業の発展を促すガイドラインを策定し、公表するものとする。

第11条

国務院の規格行政主管部門は、再生可能エネルギー電力を電力網に系統連携する技術規格及びその他全国的範囲での技術的統一のために必要とされる、再生可能エネルギーの技術及び産品に関する国家規格を策定し、公表しなければならない。

前項に規定する国家規格に定めのない技術上の必要事項については、国務院の関係部門が、規格行政主管部門に報告のうえ、業界基準を策定することができる。

第12条

国は、再生可能エネルギーの開発及び利用の科学技術研究及び産業振興を、科学技術振興及び高度技術振興の優先分野とし、国の科学技術振興計画及び高度技術産業振興計画に組み入れ、財源を割り当てて再生可能エネルギーの開発及

び利用の科学技術研究、普及応用及び産業振興を支え、再生可能エネルギーの開発及び利用の技術的進歩を促進し、再生可能エネルギー製品の生産コストを下げ、製品の質の向上をはかるものとする。

国務院の教育行政部門は、再生可能エネルギーの知識及び技術を、一般教育及び職業教育の課程に組み入れなければならない。

第4章 普及及び応用

第13条

国は、再生可能エネルギーの電力網への系統連携発電を奨励し、支持しなければならない。

再生可能エネルギーの電力網への系統連携発電プロジェクトは、法律及び国務院の規定に基づいて、行政許可を取得し、又は届けを提出しなければならない。

行政許可を取得しなければならない再生可能エネルギーの電力網への系統連携発電プロジェクトについて、多数が同一プロジェクトの許可を申請した場合は、法に則り、入札によって許可を与える者を決定しなければならない。

第14条

電力網企業は、法に則り行政許可を取得し、又は届けを提出した再生可能エネルギー発電企業と系統連携協定を結び、その電力網の範囲内における、再生可能エネルギーの電力網への系統連携発電プロジェクトの供給電力の全量を購入すると共に、再生可能エネルギー電力の系統連携供給に便宜を提供しなければならない。

第15条

国は、電力網が敷設されていない場所で、独立した再生可能エネルギー電力システムを構築して、当該地域の生産及び生活のために電力サービスを提供する事業を支援するものとする。

第16条

国は、清潔で効率のよいバイオマス燃料の開発及び利用を奨励し、エネルギー作物の普及を奨励するものとする。

バイオマス資源を利用して生産したガス及び熱については、都市ガス管網及び熱管網への系統連携の技術的基準に適合する場合は、ガス管網及び熱管網を運営する企業は、その系統連携を受け入れなければならない。

国は、バイオマス液体燃料の生産及び利用を奨励しなければならない。石油販売企業は、国務院のエネルギー主管部門又は省レベル人民政府の規定に基づいて、国家規格に適合するバイオマス液体燃料を、その燃料販売体系の中に組み入れなければならない。

第17条

国は、組織及び個人による、太陽エネルギー給湯システム、太陽エネルギー冷暖房システム及び太陽エネルギー発電システムなどの太陽エネルギー利用システムの設置及び使用を奨励するものとする。

国務院の建設行政主管部門は、国務院の関係部門と共同で、太陽エネルギー利用システムを建築に取り入れるための技術経済政策及び技術モデルを策定するものとする。

不動産開発企業は、前項に規定する技術モデルに基づいて、建築物の設計及び施工に際し、太陽エネルギーを利用するための必要条件を満たすようにしなければならない。

既存の建築物については、居住者は、その性能及び安全に影響を与えないという前提のもとに、技術モデル及び産品規格に適合した太陽エネルギー利用システムを設置することができる。ただし、当事者間で、特に取決めを行っている場合は、この限りではない。

第18条

国は、農村地域の再生可能エネルギーの開発及び利用を奨励し、支援するものとする。

県レベル以上の地方人民政府のエネルギー管理部門は、関係部門と共同で、当該地域の経済社会発展状況、生態保護状況及び総合的衛生状況等に基づいて、農村地域の再生可能エネルギー発展計画を策定し、沼気等バイオマスの資源への転化、太陽エネルギーの各戸利用、小型風力発電及び小型水力発電等の技術を、地域の特性に合わせて応用し、それらの普及を図るものとする。

県レベル以上の人民政府は、農村地域の再生可能エネルギーの利用プロジェクトに対して財政的支援を提供しなければならない。

第5章 価格管理及び費用分担

第19条

再生可能エネルギー発電プロジェクトの系統連携電力価格については、国務院の価格主管部門が、再生可能エネルギーの種類ごとの特性及び地域ごとの実情に基づいて、再生可能エネルギーの開発及び利用の促進並びに経済合理性の原則の双方を勘案して定めるものとする。この価格は、再生可能エネルギーの開発及び利用技術の進歩に伴い適宜調整する。系統連携電力価格は、公表しなければならない。

第13条第3項の規定に基づいて、入札を実施した再生可能エネルギー発電プロジェクトの系統連携電力価格は、落札時に確定した価格とする。ただし、この価格は、前項の規定に基づいて定められた同種類の再生可能エネルギー発電プロジェクトの系統連携電力価格の水準を超えてはならない。

第20条

電力網企業が第19条の規定により定められた

系統連携電力価格で再生可能エネルギーによる電力を購入するにあたって生じるコストが、他の一般的なエネルギーを用いた発電による電力を購入するにあたって生じる平均的コストを超過する場合は、その差額を販売電力価格に付加して均等化するものとする。具体的な方法については、国務院の価格主管部門が定める。

第21条

電力網企業が、再生可能エネルギー電力を購入するにあたって負担した合理的な系統連携コスト及びその他の合理的な関連コストは、電力網企業の送電コストとして、販売電力価格の中から回収することができる。

第22条

国が投資し、又は補助して建設した公共の独立した再生可能エネルギー電力システムの電力販売価格は、当該地域における電力販売価格の種類にならって定めるが、合理的な運用及び管理のために生じるコストが電力販売価格を超過する場合は、第20条に規定する方法で均等化するものとする。

第23条

都市の管網に系統連携する再生可能エネルギーによる熱及びガスの価格は、再生可能エネルギーの開発及び利用の促進並びに経済合理性の原則の双方を勘案して、価格管理の権限を有する部門が定めるものとする。

第6章 経済的奨励及び監督措置

第24条

国家財政において、再生可能エネルギー振興専用基金を設け、次の活動の支援のために用いるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの開発及び利用の科学

- 技術研究、規格策定及びモデル事業推進
- (2) 農村及び牧畜地域の生活に役立つ再生可能エネルギー利用プロジェクト
 - (3) 辺境地域及び離島での独立した再生可能エネルギー電力システムの構築
 - (4) 再生可能エネルギー資源の探査、評価及び関係情報システムの構築
 - (5) 再生可能エネルギーの開発及び利用のための設備の国内生産

第25条

国の再生可能エネルギー関連産業の発展を促すガイドラインに列挙され、かつ融資条件を満たす再生可能エネルギーの開発及び利用プロジェクトについては、金融機関は低利の優遇融資を行うことができる。

第26条

国は、再生可能エネルギー関連産業の発展を促すガイドラインに列挙されたプロジェクトに対して、優遇課税を実施する。具体的な方法は、国務院が定める。

第27条

電力企業は、再生可能エネルギー発電に関する資料を、正しく、漏れなく記録し、かつ保存し、また電力監督機構の検査及び監督を受けなければならない。

電力監督機構が検査を行う場合は、規定の手順に従って進め、かつ検査を受ける組織の商業上の秘密及びその他の秘密を厳守しなければならない。

第7章 法的責任

第28条

国務院のエネルギー主管部門、県レベル以上の地方人民政府のエネルギー管理部門及びその

他の関係部門が、再生可能エネルギーの開発及び利用の監督及び管理業務上、この法律の規定に違反し、次の行為のいずれかを行った場合は、同一レベルの人民政府又は上級の人民政府の関係部門が改善を命じ、責任を有する主管者及びその他の責任者に対して、法に則り、行政処分を科するものとする。犯罪を構成する場合は、法に則り、刑事責任を追及するものとする。

- (1) 法の定めに依らずに、行政上の許可又は決定を行った場合
- (2) 違法行為を発見しながら、調査及び処分を行わなかった場合
- (3) 法の定めに依らずに、監督及び管理の職務を履行するその他の行為があった場合

第29条

第14条の規定に違反し、電力網企業が再生可能エネルギー電力の全量を購入せず、再生可能エネルギー発電企業に経済的損失を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。また、国の電力監督機構が期限を限って改善を命じたにもかかわらず、改善を拒否した場合は、再生可能エネルギー発電企業の損失額の2倍以下の罰金を科するものとする。

第30条

第16条第2項の規定に違反し、ガス管網及び熱管網を経営する企業が、系統連携のための技術規格に適合するガス及び熱の系統連携を認めず、ガス及び熱を生産する企業に経済的損失を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。また省レベル人民政府のエネルギー管理部門が期限を限って改善を命じたにもかかわらず、改善を拒否した場合は、ガス及び熱生産企業の損失額の2倍以下の罰金を科するものとする。

第31条

第16条第3項の規定に違反し、石油販売企業

が、国家規格に適合するバイオマス燃料を燃料販売体系に組み入れず、バイオマス燃料生産企業に経済的損失を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。また国務院のエネルギー主管部門又は省レベル人民政府のエネルギー管理部門が期限を限って改善を命じたにもかかわらず、改善を拒否した場合は、バイオマス燃料生産企業の損失額の2倍以下の罰金を科するものとする。

第8章 附則

第32条

この法律における次の用語の意味は、以下のとおりとする。

- (1) バイオマスとは、自然界の植物、糞便及び都市農村の有機廃棄物を転化したエネルギー

を指す。

- (2) 独立した再生可能エネルギー電力システムとは、電力網と系統連携していない単独で運用される再生可能エネルギーの電力システムを指す。
- (3) エネルギー作物とは、専門的栽培により、エネルギー原料に供せられる草木植物を指す。
- (4) バイオマス燃料とは、バイオマス資源を利用して生産したメタノール、エタノール及びバイオディーゼル油等の液体燃料を指す。

第33条

この法律は、2006年1月1日から施行する。

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)